

第3部 計画の推進

資料3

施策の基本的方向	具体的施策	施策の実施状況及び関連統計等
1. 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化 (1) 男女共同参画会議の機能発揮	① 男女共同参画会議の機能発揮 ② 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視 ③ 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査	○ 男女共同参画会議の下に、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会を新設し、基本問題専門調査会、女性に対する暴力に関する専門調査会、監視・影響調査専門調査会を設置。(これに伴い、少子化と男女共同参画に関する専門調査会は廃止)(内閣府 平成19年) ○ 男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会による施策の監視の実施(内閣府 平成16年度～) ○ 男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会による施策の監視の実施(内閣府 平成16年度～)
(2) 総合的な推進体制の整備・強化等	① 施策の総合的な推進、フォローアップ等 ② 年次報告等の作成 ③ 行政職員の研修機会等の充実 ④ 男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催等	○ 毎年「男女共同参画白書」において、各府省が講じた施策をまとめている(内閣府 平成12年度～) ○ 男女共同参画基本計画(第2次)推進状況調査を実施(内閣府 平成19年度) ○ 男女共同参画白書の作成(内閣府 平成12年度～) ○ 男女共同参画に関する「基礎研修」及び「政策研修」を実施(内閣府 平成14年度～) ○ 男女共同参画推進本部の開催(平成13年～) 「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」(平成18年)及び「女性の参画加速プログラム」(平成20年)を決定

施策の基本的方向	具体的施策	施策の実施状況及び関連統計等
	⑤男女共同参画推進本部 担当部署の充実等 ⑥国際機関、諸外国の国 内本部機構との連携・協 力の強化等	○ 男女共同参画担当官会議の開催(平成13年～) ○ 関係省庁情報交換会の開催(平成21年) ○ 府省内男女共同参画推進本部の開催 ○ 府省内課長級会議等の開催(法務省、環境省、防衛省) ○ 「北京行動綱領・第23回国連特別総会成果文書の実施状況に関する質問状への回答」を作成し、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)へ提出(平成21年度) ○ 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告を作成し、国連への提出(平成20年度)及び同報告に関する女子差別撤廃委員会における審査への出席(内閣府、外務省、関係府省 平成21年度) ○ 国連婦人開発基金(UNIFEM)の「女性に対する暴力反対キャンペーン」への全閣僚による署名及びインターネットでの署名が難しい方のためのファクスによる署名の受付(内閣府 平成20年度) ○ 自由権規約第40条(b)に基づく第5回報告を作成し、国連への提出(平成18年度)及び同報告に関する自由権規約委員会による審査への出席(外務省、関係府省、平成20年度) ○ 女性に関するASEAN+3委員会準備会合への出席(内閣府、外務省 平成19年度)及びDV法制に関するASEAN地域ワークショップへの出席(内閣府 平成20年度) ○ 国連婦人の地位委員会への出席(内閣府) ○ APEC女性リーダーズネットワーク会合への出席(内閣府 平成19年度～)及びAPEC男女共同参画担当者ネットワーク会合への出席(内閣府 平成17年度～) ○ 東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催(内閣府 平成18年度)及び出席(内閣府 平成19年度、21年度)

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	施策の実施状況及び関連統計等
	⑦苦情の処理等のための、行政相談委員、人権擁護委員等の積極的活用 ⑧男女共同参画関連予算の取りまとめ	○ 欧州評議会男女平等運営委員会へオブザーバーとして出席(内閣府 平成18年度～) ○ JICAカンボジア王国ジェンダー政策立案・制度強化支援計画プロジェクトへの短期専門家派遣(内閣府 平成17年度～19年度)及びJICA・カンボジア女性省共同セミナーへの短期専門家派遣(内閣府 平成20年度) ○ ノルウェー王国と日本の男女共同参画に係る関連イベントの開催(内閣府 平成14年度～18年度)及び男女共同参画先進国(ニュージーランド 平成19年度、スウェーデン平成19年度～20年度)とのジョイントシンポジウム・セミナーの開催(内閣府) ○ 開発途上国の国内本部機構職員等を招聘した研修への協力(内閣府、関係府省) ○ 内閣府ホームページに、我が国の男女共同参画に関する基本的な情報を英文で掲載(内閣府) ○ 英文広報資料を発行し、各国政府や国際機関等に配布(内閣府) ○ 行政相談委員の中から、男女共同参画に関する施策についての苦情の処理に関し、中心的な役割を果たす「男女共同参画担当委員」123名を平成15年9月に指名した。その後担当委員数を増員し、21年度には、189名を指名している。(総務省) ○ 行政相談委員・人権擁護委員、女性センターの管理者等を対象に苦情処理研修会等を開催。(内閣府 平成16年度～)(2(3)③に前掲) ○ 毎年、男女共同参画関連予算を取りまとめ。また、平成17年度からは同予算の使用実績調査を実施している。(内閣府)

施策の基本的方向	具体的施策	施策の実施状況及び関連統計等
2. 国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化	①地方公共団体との連携の強化 ②男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充実 ③NPO、NGOとの連携の強化	○ 男女共同参画宣言都市奨励事業の実施(内閣府 平成8年度～) ○ 男女共同参画宣言都市サミットの実施(内閣府 平成8年度～) ○ 基本問題専門調査会報告書「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」において、男女共同参画センター等の機能や在り方等について検討(平成20年度) ○ 男女共同参画推進連携会議の開催(内閣府 平成8年～) 男女共同参画社会づくりに関し広く各界各層との情報・意見交換その他の必要な連携を図るための「男女共同参画推進連携会議」において、政府の施策や国際的な動きについての情報交換を行うほか、一方的な情報の伝達だけに終わることなく、議員が自主的に意見交換や活動できる場としていくことや、政府と関連団体間の情報交換をより一層密にする等、ネットワークの充実・強化を図るため、平成20年に同会議企画委員が自主的に4つの小委員会(「202030小委員会」「啓発活動小委員会」「国と地方の連携推進小委員会」「広報小委員会」)を設置し活動中である。 また、その活動の1つとして、地域版男女共同参画推進連携会議とのネットワークをもとに、連携会議構成団体や地域版連携会議との共催でセミナー等を開催するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組を積極的に推進している。 (開催状況) ・男女共同参画推進連携会議(全体会議) ・平成17年度(17年12月以降):1回 ・平成18年度:2回 ・平成19年度:1回 ・平成20年度:2回 ・男女共同参画推進連携会議(企画委員会) ・平成17年度:1回 ・平成18年度:2回 ・平成19年度:1回 ・平成20年度:1回 ・連携会議構成団体との共催セミナー:8カ所(平成19年度)、3カ所(平成20年度) ・地域版連携会議との共催セミナー:6カ所(6府県との共催)(平成20年度) ○ 男女共同参画推進連携会議の「聞く会」等の開催を通じ、国内NGO等との意見交換を実施。(内閣府)

様式1

施策の基本的方向	具体的施策	施策の実施状況及び関連統計等
	④男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成	○ 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議の開催(内閣府 平成3年度～) ○ 男女共同参画週間の実施(内閣府 平成12年度～) 引き続き、男女共同参画週間を実施し、地方公共団体やNPO、NGOとの連携を図る。 ○ 男女共同参画に係る啓発ビデオの制作(内閣府 平成12年度～) 男女共同参画局、全国の男女共同参画センターや視聴覚ライブラリ等においても貸出及び上映等を行い、引き続き広報・啓発に努める。 ○ 男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰及び女性のチャレンジ賞表彰を実施(内閣府)
3. 女性のチャレンジ支援		○ 様々な分野でチャレンジしたいと考える女性が、チャレンジ支援情報を効率的に入手できるよう、WEBサイト「チャレンジ・サイト」による情報発信を実施(内閣府 平成17年度～)するとともに、「地域におけるチャレンジ・ネットワーク環境整備推進事業」の成果等を研修・広報啓発活動を通じて普及(内閣府 平成17年度～20年度) ○ 女性の参画の拡大のため、戦略的な取組が必要とされることから、男女共同参画推進本部において、「女性の参画加速プログラム」を策定(内閣府 平成20年) ○ 女性高校生等の理工系分野の進路選択を支援するため、WEBサイト、パンフレット及び地域との連携による事業等による情報提供・意識啓発キャンペーンを実施(内閣府 平成17年度～)(3(1)ア⑦に前掲)